

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：<http://www.itikawa-aoiro.or.jp>

年内すべてのご相談（帳簿確認など）や新型コロナウイルス関連の「支援金・給付金等」対応は、**令和3年12月23日（木）まで**とさせていただきます。※令和4年1月～3月の期間は、確定申告対応期間となり、新型コロナウイルス関連「支援金・給付金等」の相談・申請等の対応はできません。

新型コロナウイルス 支援金等の記帳方法

氏名：青色 太郎

○月別売上（収入）金額及び仕入金額

月	売上（収入）金額	仕入
1	579,684	
2	795,060	
3	819,488	
4	408,580	

提出用（令和〇年分以降用）

青色申告決算書の2面
『雑収入』に記入

12	835,890	0
事業	0	
雑収入	1,300,000	
計	8,127,789	0
うち税込 現金支拂		

所得税の課税対象となるもの（主なもの）

『雑収入』で計上してください。

- 一時支援金 ○月次支援金
- 千葉県中小企業再建支援金（千葉県）
- 千葉県感染拡大防止対策協力金（千葉県）
- 千葉県中小法人等事業継続支援金（千葉県）
- 中小法人等事業継続支援金（市川市）
- 飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金（浦安市）

※消費税の課税の対象ではありません。

上記の他にも、「**所得税の課税対象となるもの**」「**所得税の課税対象とならないもの**」があります。詳しくは所轄の税務署または、支援金・給付金を頂いたところに必ず確認してください。

パソコンセミナーのご案内 ワード基礎コース

毎回ご好評いただいております、（公社）市川法人会と共に開催の『パソコンセミナー（ワード基礎コース）』を開催いたします。学校形式ではなく、パソコンに入っている動画の教材で自分のペースで学習できます。お気軽にご申込み下さい。日時・受講料等の詳細は、別紙申込書『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。
※お申し込みは、（公社）市川法人会にFAXまたは郵送して下さい。

個人事業税納期内納付のお願い

令和3年度個人事業税第2期分の納期限は11月30日（火）です。納期限内に納付しましょう。

今年度から個人事業税の納付に電子マネー（PayPay及びLINE Pay）が使用できるようになりました。スマートフォンを利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、従来通り、金融機関や、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。口座振替をご希望の場合は、各金融機関または青色申告会事務局の窓口等に備え付けの『預金口座振替依頼書』ハガキに必要事項を記入し、郵便ポストに投函していただければ次回の納付から利用できます。

船橋県税事務所 047（433）1275

令和元年分の売上が 1000万円を超えた方

令和元年(2019年)分の課税売上高が1000万円を超えた事業者の方は、令和3年(2021年)分において消費税の課税事業者となり、所得税の確定申告後、消費税の確定申告を3/31までに行います。（所得税と消費税の申告期限は違いますのでご注意ください）

その際、持参して頂く書類は下記になります。

- ①基準期間である令和元年分の決算書
- ②簡易課税を選択された方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」
- ③令和3年(2021年)分確定申告書と決算書
- ④本則(一般)の方は、経費の内容がわかる帳簿
※消費税の課税事業者の確認の為、令和元年分・令和2年分を申告時に必ずお持ち下さい。

令和2年分の売上がり 1000万円を超えた方

令和2年(2020年)分の課税売上高が、1000万円を超える事業者の方は、令和4年分において消費税の課税事業者となります。速やかに『消費税課税事業者届出書』を所轄の税務署に提出してください。

『消費税簡易課税制度選択届出書』は12月31日まで

令和4年分が課税事業者となる個人事業者で、簡易課税制度を選択する場合は、令和3年12月31日までに所轄の税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出が必要となります。また、簡易課税制度の適用を止める場合は『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を令和3年12月31日までに所轄の税務署に提出して下さい。簡易課税を選択したらいいのか?などのご相談は、年内までに事務局までご連絡ください。

消費税の仕入税額控除の方式として『適格請求書等保存方式』 (いわゆるインボイス制度)が導入されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署に申請して登録を受けた課税業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。**現在、課税事業者の方も登録申請書の提出が必要です。**

インボイス制度が導入されてからは、消費税の仕入税額控除のために「適格請求書発行事業者」の【登録番号】の記載のある請求書が必要になります。【登録番号】がない事業者・個人から仕入れを行った際に、消費税の仕入税額控除が受けられません。取引を行う課税事業者からみると仕入税額控除が出来なくなると、大きな影響が考えられ「適格請求書発行事業者」の【登録番号】がない事業者等との取引の見直し等が出る場合もあります。免税事業者が「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、『登録申請書』を提出し課税事業者となる必要があります。但し、上記以外の課税期間について免税事業者が「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、登録申請手続きを行うだけでなく「消費税課税選択届出書」を提出する必要があります。また、それぞれ **提出後は課税事業者になる為、消費税の申告が必要** になります。申請をおこなう時は十分検討してください。

《登録申請スケジュール》

『登録申請書』は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

【適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関するお問い合わせ先】

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
専用ダイヤル 0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています)。

事務局からのお知らせ

- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、令和3年9月より記帳のご相談や新型コロナウイルス関連の支援金・給付金等の対応を **事前予約制** としております。ご来所の際は、事前にお電話でご予約をお願いいたします。（予約時間は、平日9：00～15：00、第2・4土曜日9：00～11：00となります。）来所時はマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。
- ◆ **『減価償却の計算書』** が決算期前に必要な方は、事務局までご連絡下さい。
- ◆ 確定申告期はご予約された方を優先に行います（八幡事務局）。電話予約の際には、『記帳確認証（記帳確認カード）』の番号をお聞きしますので、ご用意の上お電話下さい。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆ 令和4年2月の『行徳・浦安の出張決算相談会』の日は、八幡事務局はお休みとなりますのでご注意ください。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。昨年同様、職員を増員し出張会場の受付時間までにいらっしゃった方を対応いたします。
- ◆ 会計ソフトを使用している方は、必ず2022年版にバージョンアップ（令和3年分確定申告書が作成できるバージョン）をしてから確定申告を行ってください。『ブルーリターンA』をご利用の方は、令和4年1月中旬までに配信または郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップをしてください。他の会計ソフトをご利用の方は、使用している会計ソフトのホームページ等でバージョンアップ時期をご自身で必ず確認をしてください。当会に他の会計ソフトのバージョンアップ時期のお問い合わせをしていただいてもわかりませんので、ご了承ください。
- ◆ 年内のご相談は、**12月23日（木）まで** です。
年末年始のお休みは、令和3年12月29日（水）～令和4年1月4日（火）までです。
- ◆ 年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、事業主・専従者または雇用者や扶養家族のマイナンバー（個人番号）を記載するようになりました。来所の際には、個人番号のわかる書類や『マイナンバーカード』または『通知カード』（コピー可）を忘れずにお持ち下さい。納期限以降（令和4年1月20日以後）におこなう場合には、1人につき2,000円の手数料を頂きます。（専従者給与の方も含む）
- ◆ 電子申告(e-Tax)で必要なマイナンバーカードの申請受理後に発行される交付通知書(はがき)が届くまで、現在2～2か月半程度かかるそうです。確定申告期に間に合うように早めの申請をお願い致します。
- ◆ 確定申告期間（1～3月）は、青色申告会の駐車場は使用できません。**車でお越しの方は、有料の駐車場を使用してください**。（近くの有料駐車場は、タイムズ市川市役所第1庁舎やコルトンプラザ駐車場、三井のリパーク、ナビパーク、タイムズ等があります。）
- ◆ 確定申告書等の最終受付は、代理送信・書面提出とともに、**3月11日（他税務署も含む）**になります。詳しくは別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆ 確定申告で時間がかかる方には、別途手数料をいただきます。

給与支払いがある事業主へ（専従者給与も含む）

従業員や専従者に給与の支払いをしている方は、令和4年1月20日までに源泉所得税の納付が必要です（年末調整）。 納付書の徴収税額が「0円」でも税務署に提出します。納期限を過ぎてからのご相談は有料になります。従業員1名につき2000円です（専従者も含む）。ご来所の際は、前年分の書類や納付書もお持ちください。

【持ち物】

①令和3年分の源泉徴収簿、②1～6月分の納付書控え、③専従者・従業員等の控除証明書等（生命保険料控除証明書など）、④マイナンバーの番号（個人番号）⇒事業主・専従者・従業員・扶養家族すべて、⑤前年分の書類一式（源泉徴収簿、納付書控え（領収済））

記帳相談会（浦安・行徳）のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は **事前予約制** です。必ず電話予約をしてからお越しください（047-333-0111）。予約がされていないと対応できない場合もございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルス感染症拡大等により、記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。（下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。）

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ノート型パソコンをご持参できる方はお持ち下さい。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください（予約制）

行徳文化ホール | & |

市川市末広1-1-48（行徳公民館ではありません）

中央公民館

浦安市猫実4-18-1

【受付時間は14時まで】

11月 5日（金）10～15時 第1会議室

12月 24日（金）10～15時 第1会議室

令和4年

1月 18日（火）10～15時 第3会議室

【受付時間は15時まで】

11月 25日（木）13～16時 会議室3
12月 22日（水）13～16時 会議室2
令和4年
1月 14日（金）13～16時 会議室1

令和4年2月の浦安・行徳は、別紙「決算確定申告相談会・日程表」に掲載しております。

※給与計算・労務相談・就業規則・助成金（千葉労働局で審査経験あり）年金相談等※

久保田企画・社会保険労務士事務所

（千葉県社会保険労務士会会員、千葉S R会員）

【TEL・FAX】047-446-3315 【携帯】090-5401-3698

千葉県は

労災事故2年連続全国2位

【国の労災保険…仕事中や通勤事故に補償】

- ・仕事中や通勤による傷病の医療費は無料、働けない日が3日以上続くと4日目から受給可能。
- ・中小企業事業主や個人事業主の労災加入は、従業員を雇っていれば条件により任意で労災加入可能です。ご相談ください。障害、遺族年金もついているので基礎となる保険で安心です。
- ・一人親方の労災も受付けています。お気軽にお問合せください！！

